

○名寄地区衛生施設事務組合公正入札調査委員会設置要綱

平成25年3月29日
訓令第6号

改正 平成28年3月31日 訓令第3号

(設置)

第1条 名寄地区衛生施設事務組合は、工事の請負、物品の購入その他の契約に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）に対して的確な対応を行うため、名寄地区衛生施設事務組合競争入札審議委員会設置要綱（平成25年訓令第4号。以下「要綱」という。）で定める競争入札審議委員会（以下「審議委員会」という。）ごとに名寄地区衛生施設事務組合公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

(組織)

第2条 調査委員会は、要綱で定める審議委員会ごとの委員長及び委員をもって組織する。

(会議)

第3条 調査委員会は、談合情報があった場合に必要に応じて会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり会議を開催することができない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

(調査審議事項)

第4条 調査委員会は、次に掲げる事項の審議を行うものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) 入札談合情報経過を公表するか否かの決定
- (3) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(事務局)

第5条 調査委員会の事務局は、要綱で定める事務局に準ずる。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、調査委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成25年3月29日 訓令第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日 訓令第3号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

